

広島県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市美土里町生田字砂走二三六四番一 地先から 安芸高田市美土里町生田字石丸三二五四番二 地先まで	六一・〇〇〇 六二・二二〇	五・〇〇〇 〇・〇〇〇	四九二・五〇	四九二・五〇	拡幅 一部幅員減少 不用物件二一 五〇メートル